

可燃ごみを 指定ごみ袋以外の袋でも出せます



市指定ごみ袋が各店舗で品薄になっております。このため、市指定袋以外の透明・半透明の袋(45L以内)でも可燃ごみを出せる臨時措置を実施します。

使用できる袋

- ・透明・半透明の袋(45L以内)
- ・市指定ごみ袋(引き続き使用可)
- ・中身の見えるレジ袋



使用できない袋

- ・黒色などの中身が見えない袋
- ・やぶれやすい袋
- ・紙袋、段ボール
- ・事業所ごみ指定袋



注意点

※中身の見えない袋(紙袋、黒い袋等)、やぶれやすい袋は使用しないでください。

※収集日・分別方法に変更はありません。

※ごみを分別してお出してください。

※期間については延長する場合があります。

問い合わせ先

船橋市資源循環課 ☎047-436-2433